

文京区立小学校水泳指導事故に関する再発防止報告書

令和8年1月

文京区教育委員会

はじめに

令和7年6月23日、区立A小学校の特別支援学級における水泳指導中に、児童一名が救急搬送されるという重大な事故が発生いたしました。

本事故により、当該児童とその保護者の方に多大なご不安とご心痛をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。また、日頃から学校運営にご理解とご協力をいただいております保護者の皆様にも、ご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

教育委員会としては、本事故を極めて重く受け止めております。事実関係の詳細な調査を行い、事故発生当時の状況、指導体制、安全管理体制など、あらゆる側面から原因究明に努めてきました。本再発防止報告書の作成にあたっては、有識者を含めた再発防止協議会を開催し、外部有識者の意見を頂戴しました。なお、外部有識者のうち一名の方には現場となった小学校のプールを視察し、学校への聞き取りも行っていました。

子どもたちの安全確保は、教育活動における最も重要な責務であり、それを果たすことができなかったことに対し、極めて重大な責任を感じております。子どもたちの安心・安全を守るため、本区の教職員一人ひとりの安全意識の向上を徹底することが重要と考えます。

教育委員会としては、この報告書の終章にまとめた再発防止策を全ての区立学校に周知し、水泳指導計画の見直し、水泳指導時の体制、教職員の連携、緊急時の対応訓練の強化など、安全対策を徹底してまいります。今後、二度とこのような事故を起こさないという強い決意のもと、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れる環境づくりに、全力を尽くしてまいります。

目 次

1	本報告書の目的.....	1
2	学校及び教育委員会による調査の方法.....	1
3	事故の概要.....	2
4	A小学校のプールの構造.....	3
5	A小学校 特別支援学級の水泳指導の実態及び事故の状況.....	4
6	国や都のガイドラインの運用について.....	7
7	外部有識者の意見.....	12
8	本事例の課題と再発防止に向けた対応策.....	14

1 本報告書の目的

本報告書は、区立A小学校の水泳指導中に起きた重大事故について、事実関係の把握を行い、発生要因、安全対策等を検討し、再発防止に向けた対応策を提言するものである。

なお、本報告書は、特定の個人の責任の追及、批判及び関係者の処罰を目的とするものではない。

2 学校及び教育委員会による調査の方法

令和6年3月に文部科学省から示された「学校事故対応に関する指針【改訂版】」を参照し、学校は事故発生直後、教職員の聞き取り等の調査を実施した。この調査により事故当時の状況は概ね明らかとなった。また、教育委員会としても本事案を重大な事故と判断し、早期介入を図り、追加の調査を行った。

調査方法は以下のとおりである。

- (1) 関係教職員への聞き取り
- (2) 現場検証
- (3) 有識者による施設の確認、学校への聞き取り

なお、当該児童が在籍する特別支援学級の児童への聞き取りは、児童の心理的負担に配慮し、実施していない。当該児童の身体特徴、健康状態等についても確認したが、事故発生に関しては学校の指導内容に焦点を当てるため、本報告書には当該児童の個人にかかわる状況を記載しないこととした。

3 事故の概要

令和7年6月23日（月曜日）午前9時51分、特別支援学級の水泳指導終了直前、児童1名がプール内で浮いている状況で発見された。発見後、直ちに教員がプールサイドに引き上げ救命措置を行った後、救急搬送され入院にいたった。当該児童はその後、退院し、通常どおり登校している。

令和7年6月23日（月）の天気等概況（午前8時時点）

天 気：晴れ

気温：31.2度 水温：27.5度 WBGT：26.7度

7：45	教員Aがプールの水質検査、水温・気温測定、水深計測
登校後	特別支援学級の全教員、支援員による健康観察
8：40	着替え 同時刻、教員A、教員B、支援員Aがプールに入って、藻の清掃を行う。
8：50頃	特別支援学級の児童と教職員がプールへ移動
8：55	水泳指導開始（在籍33名 入水32名 見学1名 教員及び支援員19名）
9：06	入水開始
9：45	個別の課題に合わせた課題別練習開始
9：51	課題別練習終了合図直前、教員Cが当該児童がうつ伏せの状態で見つかるのを発見する。直ちに教員Bがプールサイドに引き上げ、教員Dと教員Bが脈拍、呼吸の確認を行い、心臓マッサージ、人工呼吸を行う。その間に教員EがAEDを運び、教員Dが装着を実施する。 その他教員は児童をプールから上げ、人数確認をした後、当該児童以外の児童を教室へ誘導する。
9：52	教員Aがプールサイドから、携帯電話にて119番通報する。

9 : 5 3	教員Eが職員室に行き、校長へ一報を行い、校長がプールに駆けつける。
9 : 5 4	自力呼吸開始、意識が戻る。
9 : 5 5	教員Fが保護者に連絡する。
1 0 : 0 0	ドクターカーが到着し、処置を行う。
1 0 : 0 8	救急車が到着する。
1 0 : 1 5	副校長が教育委員会に第一報する。
1 0 : 2 8	教員Fが同乗した救急車が学校を出発し、病院へ搬送される。その後、校長も病院へ向かう。
1 6 : 3 0	校長が全教職員に経緯及び対応、現状を周知する。
1 8 : 4 6	学校から全保護者に、「調査終了まで全学年の水泳指導を中止」と通知する。

令和7年6月25日（水）から6月30日（月）にかけて警察署が捜査を実施
令和7年7月3日（木）A小学校の保護者を対象にした臨時保護者会を実施

4 A 小学校のプールの構造

図1 小学校 プールの平面イメージ図

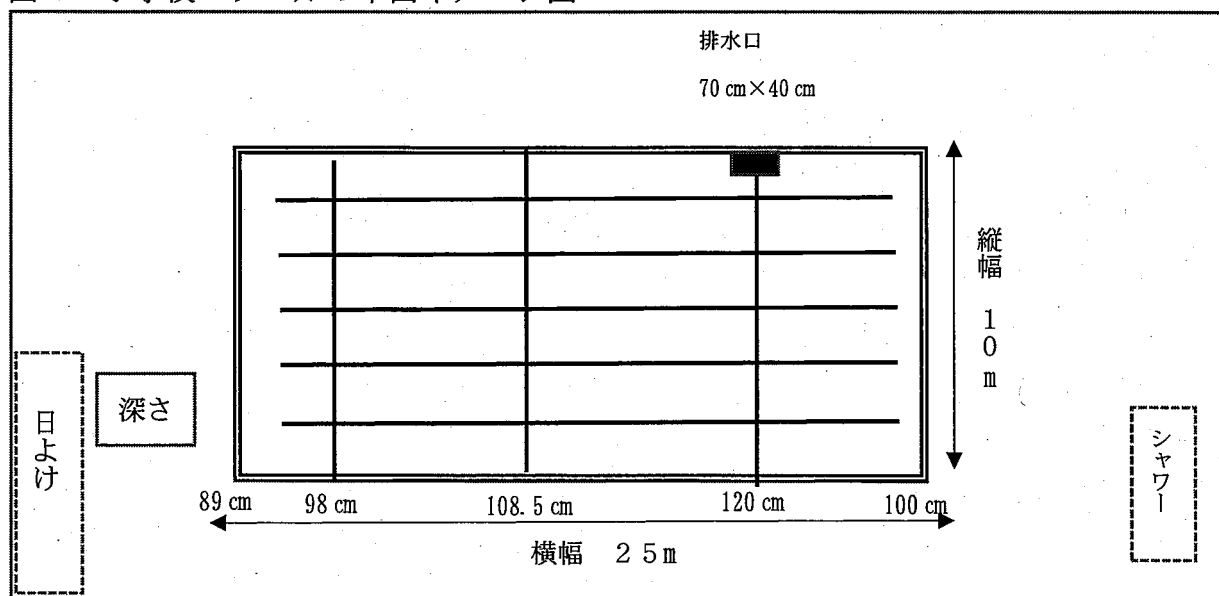
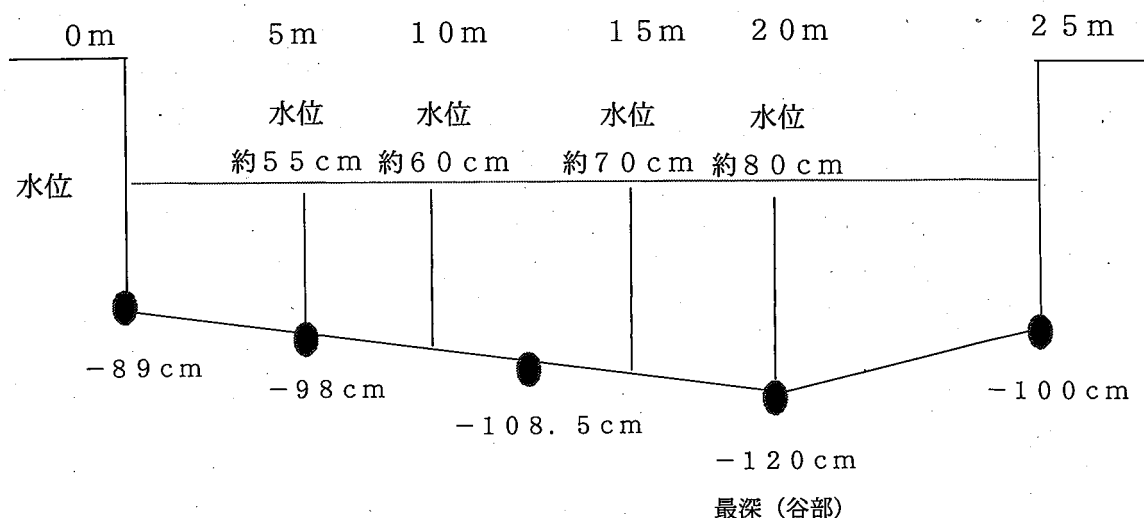


図2 プールの断面イメージ図



※水位はプール底面から水面までの長さである。

※当該児童の身長からすると、一番深い所（-120cm）（水位80cm）で立って半身が出る状況である。

5 A小学校 特別支援学級の水泳指導の実態及び事故の状況

(1) 水泳指導実施前

- ・ 6月2日（月）、管理職、担任、専科教員、養護教諭、事務、栄養士等出席の職員会議の中でA小学校の水泳指導の計画の周知。
- ・ 6月5日（木）、管理職、担任、専科教員、体育講師等が参加し、プールサイドでの水泳指導研修及びプールの機器説明会を実施。
- ・ 6月10日（火）、管理職、担任、専科教員、一部の交流及び共同学習支援員等が参加し、消防署による、心肺蘇生法の研修を実施。
- ・ 6月13日（金）水泳指導計画（(2)参照）をもとに、特別支援学級の体育担当が特別支援学級の指導内容を検討し、担任間で指導内容を共有。
- ・ 6月23日（月）、講師及び支援員との打ち合わせを実施し、水泳指導中の講師・支援員の担当児童については、教室での学習の担当児童とするが、児童の状況によっては担任の指示により担当児童を変更することを共有。

(2) 当日の水泳指導の流れ及びねらい（6月13日（金）に教職員へ周知した内容）

- ・ あいさつ
- ・ バディ確認

ねらい：人員確認と安全への意識付けを図る。

活動内容：プールサイドの両側ごとに、2列になり、2人、または3人でバディを組み、順番に組んだ手を挙げて、人数確認をする。

・準備運動

ねらい：プールに入るにあたり、体を温め、体の部位をほぐし、プール内での動きが滑らかになるようにする。

活動内容：膝、肩、足首などを動かし、部位の可動域を広げる。

・水慣れ

ねらい：児童一人ひとりの水へのかかわりの状況を確認しながら、段階的に水に親しみ、楽しさを味わわせる。

活動内容：

① 水かけっこ

隣の列の友達と手で水をかけ合う。

② 水に顔をつける、もぐるなど

自分の課題にあった水慣れの活動（水を顔につけるなど）を行う。水が苦手な児童は顔を洗ったり、得意な児童は頭の上まで水にもぐったり、一人ひとりの児童に合った活動を行う。

③ 走る

プールサイドの片側の一列ごとに、プールの横を使って歩いたり、走ったりして戻ってくる。

④ けのび、バタ足

けのびやバタ足ができる場合には、プールサイドの片側の一列ごとに並び、その後プールサイドの端から端まで泳ぐ。できない場合には、歩いたり、走ったりする。

・給水

ねらい：児童の休息を確保し、児童の健康状態の安全を確保する。

活動内容：プールサイドに上がり、水分補給し、体を休める。

・宝探し

ねらい：児童が自分の水慣れの状況に合わせて、無理なく宝探しの活動に取り組むことで、水に親しむ楽しさを味わわせる。

活動内容：児童が自分の水慣れの状況に合わせてプールに沈んだり、浮いたりする宝をとっていく。

・課題別練習

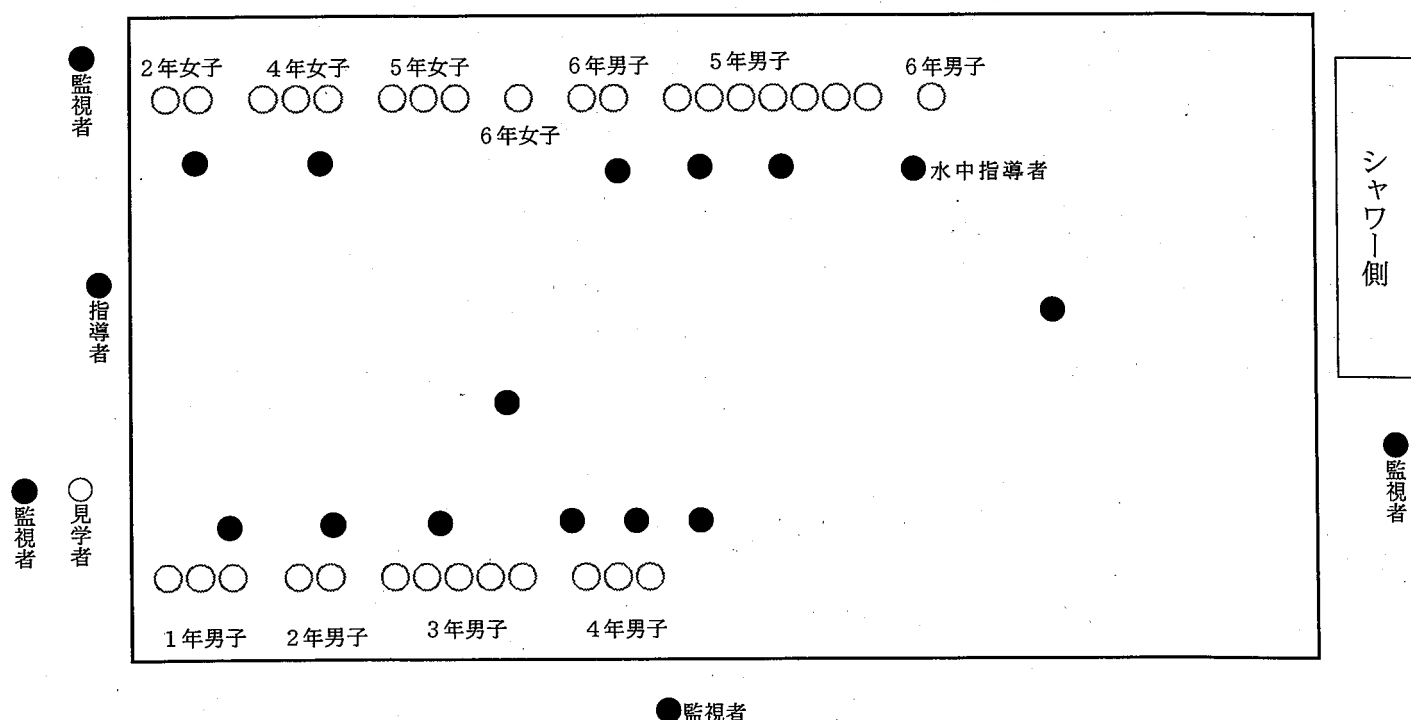
ねらい：児童が自分の水慣れの状況に合わせ、取り組みたい活動に無理なく取り組む中で、水に親しむ心地よさを味わわせる。

活動内容：プールサイドの両側、学年の男女別の友達を中心とし、もぐる、水をかけ合う、歩く、走る、浮く、泳ぐなどの活動を自分で選択して取り組む。

(3) 当日の教職員の配置状況（図3参照）

- ・教職員人数：担任6名、講師6名、支援員7名
- ・配置状況：全体指導者1名（担任）、監視者4名（担任1名、講師2名、支援員1名）、水中指導者14名（担任4名、講師4名、支援員6名）
- ・基本の配置は、特別支援学級で計画されている通常の学習における支援の配置と同様とした。担任が当日の児童の状況で、支援員に児童の担当を変更するよう一部指示することもあった。

図3 課題別練習開始時の配置図（黒丸が大人、白丸は児童）



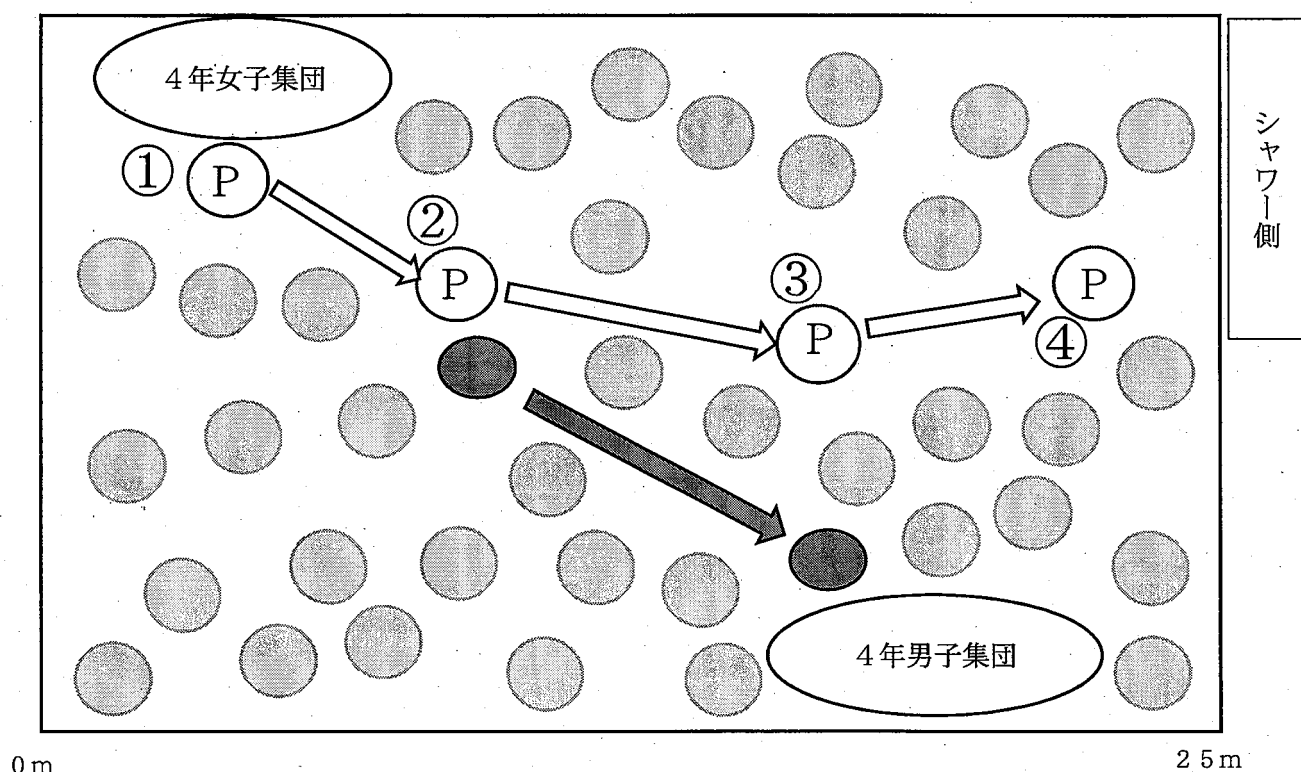
(4) 事故の状況（図4参照）

事故が起きたのは(2)指導の流れの「課題別練習」時である。図4では、できるだけ当該児童の動きが明確になるよう図示した。しかし、管理上は上記(3)のとおり、管理体制が敷かれている状況である。

当該児童(図ではP)は当初、図4の①の場面で同学年の女子児童といた。その後、水中指導者(黒丸)が4年男子児童の集団に移動した際、当該児童はその水中指導者へ付いていったと考えられる。(②の場面)

A小学校のプールの構造上、プールの左右の端から中心に行くほど、深くなっている。当該児童は泳ぎが得意ではなく、何らかの理由で溺れたと推測される。③の場面で、一人の児童が水に顔をつける様子が水中指導者に一瞬把握されたが、明確に当該児童かどうかはわからない。②から③の場面、中央あたりで溺れたと推測される。発見時は④の場面で水中指導者が浮いている当該児童を発見し、当該児童は救助されている。

図4 当該児童の動き（イメージ図）



当日は50人弱の大人と子どもが入り乱れる状況であり、水中指導者は周囲の児童の把握が困難であり、プールサイドにいた監視者も特定の児童を把握するのが難しい状況であった。

6 国や都のガイドラインの運用について

A小学校では文部科学省「学校体育実技指導資料第4集『水泳指導の手引き(第三版)』」及び東京都教育委員会「『安全な水泳指導のための講習会』テキスト」をふまえ、A小学校の事故当日の水泳指導計画を以下のように編制していた。なお、当日の時間割等水泳指導に直接関係のない箇所と小学校の特定につながる情報は省略、または被覆して掲載している。

A小学校 令和7年度水泳指導計画（抜粋）

1 水泳指導の方針

- (1) 各学年の指導のねらい、内容を十分に理解し、児童の実態に合った水泳指導を心がける
- (2) 事前指導を徹底し、指導内容は学年内で打ち合わせ、仕事分担を明確にしておく。
- (3) 指導者は、指導に当たっては必ず水着を着用する。
- (4) 定期健康診断で下記の疾病異常のある児童、及び現在疾病状態にあり治療中

の児童は入水させない。

①病気のため医師の許可がでなかったもの。(心臓病、感染症等)

②感染性の結膜炎等の目の疾患、耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患等の治療が終わっていないもの。

※以上の疾病異常のある児童については、治療済みまたは医師の許可書がある場合に限り入水を認める。

(5) 健康観察を徹底する。具合の悪い児童は無理をさせない。

※担任は判断することができない。管理職の指導のもと、校医、養護教諭と相談する。

(6) 水泳指導に際して以下の次の児童は入水させない。

①プールカードを忘れる、忘れ物がある、印漏れ、サイン漏れがある等の不備のある児童。(ただし、連絡帳にて押印、必要事項が記入されていれば可)

②健康チェックで不適と判断された児童

(7) 入水しない児童は、学年で対応する。

例) 総合的な学習の時間の調べ学習、国語の学習など

※健康上プール指導において配慮を要する児童について全教職員で把握し留意できるようにする。(養護教諭がまとめた表をプール日誌に貼り付けておく。)

2 児童の健康管理

(1) 健康診断で、水泳不適とされた児童は入水を禁止する。

(2) 外国からの編入児童は、校医の診断書を提出後、水泳を認める。

(3) 水泳指導のある日は、朝、必ず水泳カードを提出させ、担任が健康チェックを行う。

《水泳カードについて》

①保護者が記入し、押印(保護者によるボールペンでのサインも可)する。

②見学の時もその旨を書き提出させる。

③担任の印を必ず押し、返却する。(入水しなかった場合でも押印)

※特に電話連絡を入れることはしない。

④児童の健康観察を常に行う。(指導前、指導後)

※睡眠不足、朝食の有無、目の充血、顔色、唇、肌の色、発熱、頭痛、腹痛、下痢、湿疹、怪我の有無など。

3 プール使用上の注意

(1) プール内は土足(うわばき)で入らない。入らせない。

(2) プールサイドは走らない。走らせない。悪ふざけや、おぼれたまねはさせない。

(3) とびこみはさせない。とびこみの指導は行わない。

(4) 自由泳ぎ(自由遊び)、浮き板遊びは行わない。

(5) 途中でトイレに行くときには、指導者は水泳帽子を預かり、トイレから戻ったら帽子を返す。(だれがいないか、指導者がきちんと把握するようにする。)

児童は足をよく拭いてサンダルを履き、トイレを使用する。トイレ後は、シ

ャワーで体を洗わせる。

(6) プール内、及び周囲の危険物の除去を指導前に行い、終了後、整理整頓と簡単な清掃を行う。

(7) 入水連続時間の目安は10分～15分。(学年、気温等によって適宜調整)

4 実施の可否

(1) 水温+気温が5.0度以上、かつ水温が2.0度以上で入水可とする。

(水温+気温が5.0度以上の時、気温と水温の差が5度以下の時が最適である。)

(2) 水温+気温が入水可の値であっても、雨や風の悪条件の場合は、学年及び体育主任とで相談し、最終判断は校長が行う。

(3) WBGTが3.1度以上の時、熱中症警戒アラート、光化学スモッグ注意報、警報発令時は入水不可。

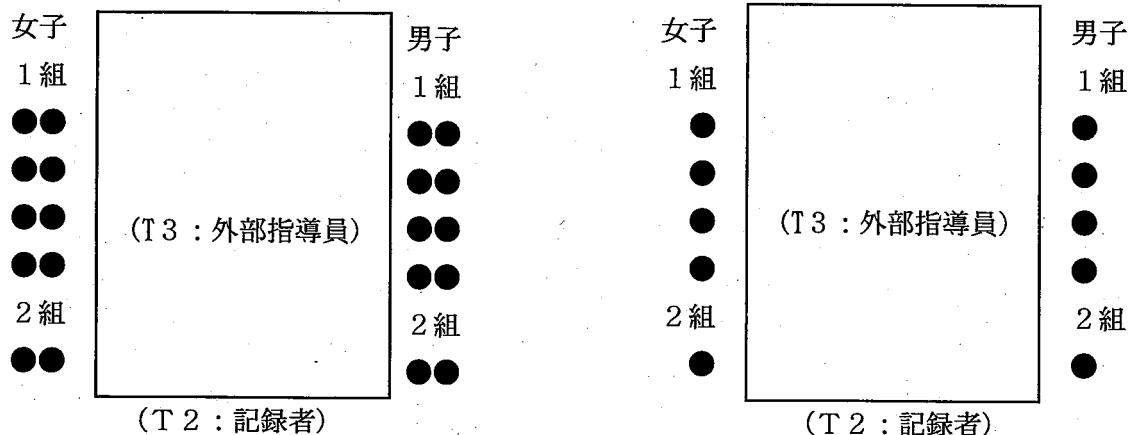
5 共通指導内容

(1) 児童の並び方

- ・校庭側に女子、反対側に男子(学級の数により、1列か2列縦隊)
- ・外側のフックに荷物をかける。

(T1)

(T1)



※T1とT2が必ず対角線に位置し、死角がないようにする。

(2) 人員点呼

担任の合図による人数確認。

例 T1 「〇年〇組男子起立」

児童 無言で立つ。

T1 「バディ」

児童 手をつなぎ、つないだ手を挙げる。

T1 「番号」

児童 「1. 2. 3」

3人の場合「3人です」

バディで番号を言いながら、児童は2人ずつ体育座りをする。

T1 人数をプール日誌記録者(T2)に伝える。

(各学級男女別 見学者も)

(3) 入水

1～5までの合図で入水する。

①プールサイドの上の段に立つ。

- ② プールサイドの下の段に座る。(足を水に付ける)
- ③ 座ったままバタ足をする。
- ④ 体に水をかける。
- ⑤ 後ろ向きに入水する。

(4) 入水中の合図

ピッ	短く1回	はじめなさい
ピピッ	短く2回	やめなさい
ピーッ ピーッ ピーッ	長く3回	全員上がりなさい

6 安全管理

(1) 監視

基本は3名で指導にあたる。その中で、1名は必ず、プール内ではなくプールサイドで監視する。プール全体が見渡せ、声かけられるプールサイドに位置するとよい。

(T 1 : マイク)

(T 2 : プールサイドの監視者)

(T 3 : 水中指導)

(2) プール日誌 (T 2 : プールサイドの監視者)

- ・ 必ず人員を確認して記入する。
- ・ 指導者の役割分担を記入する。
- ・ 事故、怪我等があった場合は、必ず記録する。また、引き継ぎ事項も記録する。
- ・ 残留塩素の数値を記入する。数値が規定値 (0.4 ppm ~ 1.0 ppm) に届かない場合は、錠剤を溶かして投入する。

(3) 報告

- ・ 事故があった場合は、必ず校長、副校長に報告する。
- ・ 児童に関わる事故の場合は、養護教諭にも連絡を取る。

(4) 緊急時の対応【学校保健安全法における危機管理マニュアルに基づく緊急時の対応】

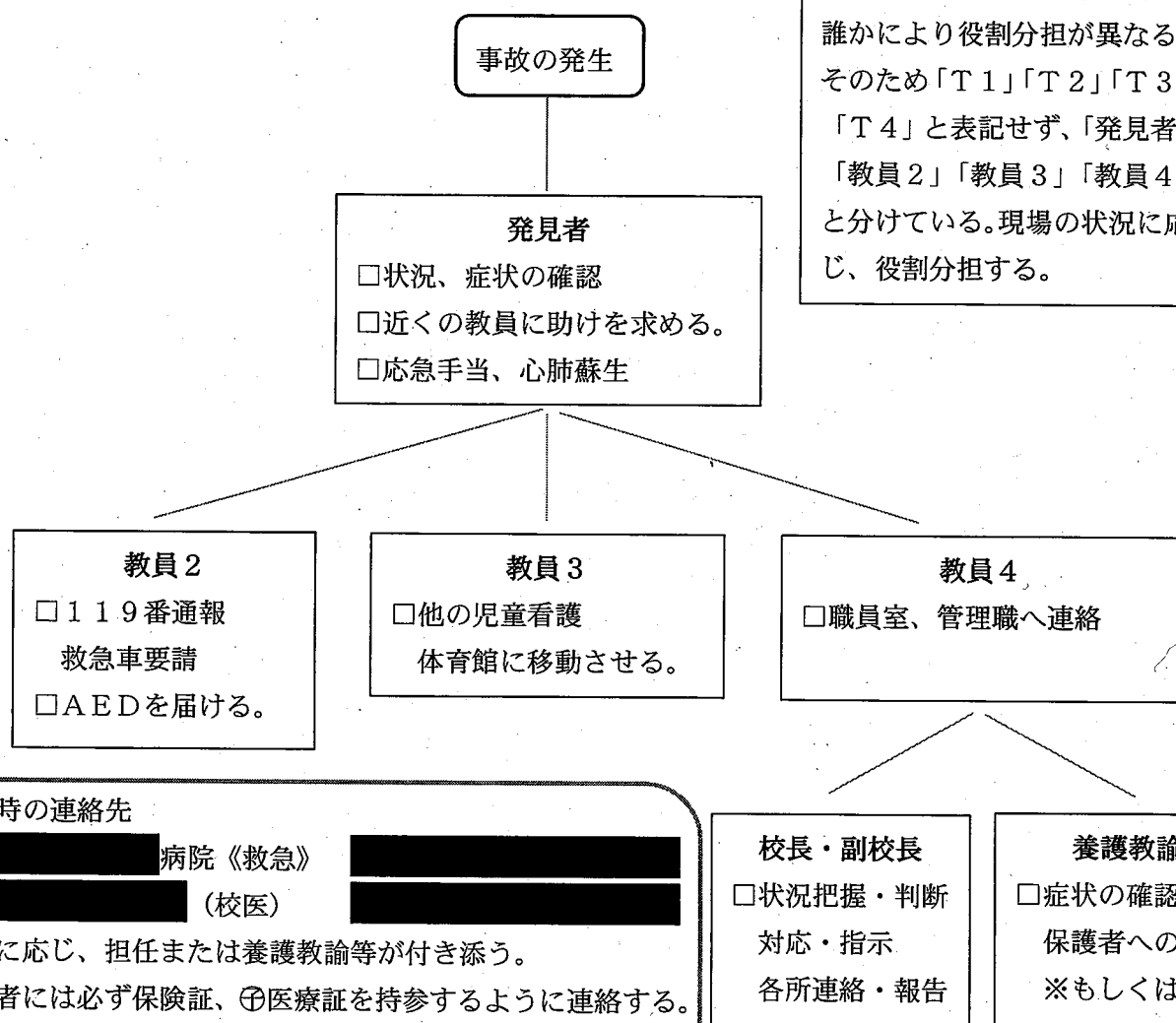
事故（児童に関わる）が起きた場合 ※A小学校の緊急時対応マニュアル

- ・(T1：指導者) 児童の処置をする。
- ・(T2：プールサイドの監視者) 全員を水から上げて静かにさせ、体育館に連れていく。
- ・(T3：水中の指導員) 職員室に一報を入れて応援を呼び、119番通報をする。

その他

- ・T2は、必ず携帯電話を所持する。(プールサイドの監視者)
- ・学校の住所、電話番号はプール日誌の背表紙に記載。

緊急時は、事故発生の発見者が誰かにより役割分担が異なる。そのため「T1」「T2」「T3」「T4」と表記せず、「発見者」「教員2」「教員3」「教員4」と分けている。現場の状況に応じ、役割分担する。



◎緊急時の連絡先

- ・ [Redacted] 病院《救急》 [Redacted]
- ・ [Redacted] (校医) [Redacted]

※状況に応じ、担任または養護教諭等が付き添う。

※保護者には必ず保険証、⑦医療証を持参するように連絡する。

※学校の管理下における急病、怪我等で、救急に医療機関をかける場合は、教師の付き添いで輸送用タクシーを使用する。

7 外部有識者の意見

本報告書の作成にあたり、二名の外部有識者のご意見をいただいた。

鳥海 崇氏（慶應義塾大学 体育研究所 教授）

本件事故について、複数の課題が見られました。その課題ごとに解決策を含めて述べさせていただきます。

まず、指導体制の設定が不十分という点については、今後、コースロープ等を活用し、課題ごとに指導の場を明確に区分することで、児童の動線を制御し、安全性を確保できるものと考えます。このような「場の区分化」は、児童一人ひとりの活動範囲を明示するだけでなく、指導者の視認性を高める上でも有効です。

次に、教育職員間の連携不足については、事前に明確な役割分担を打ち合わせるとともに、当日の現場でもホワイトボード等に役割分担を掲示することが有効と考えます。これにより、教職員・講師・支援員が各自の役割をその都度確認でき、誤解や混乱の防止につながります。

そして、安全管理に関する共通理解の徹底については、教員のみならず、講師や支援員を含めた全関係者に役割の重要性を共有し、共通理解を図ることが必要です。視察時の教員からの聞き取りでは、「監視の役割は動きが少なく、他の支援に比べて受け身である」との認識も一部に見受けられました。しかし、監視は極めて集中力を要する重要な職務であり、長時間継続するには相当な負担を伴います。この認識を全ての関係者で共有し、監視員の役割を尊重する文化を醸成することが重要です。また、監視員の担当が一目で分かるよう、ビブス（ゼッケン）を着用するなど、視覚的にも役割を明確化する工夫が望まれます。

また、視察時の聞き取りでは、プール底部に藻の発生があり、児童が歩行時に滑りやすくなっていた可能性が指摘されました。事故当日も藻の除去をしたということでしたので、今後も、授業前にプール底面の滑りやすさを確認し、必要に応じてブラシ等で除去することが望まれます。さらに、日焼け止めの使用により成分が水中に溶け出すことで透明度が低下し、プールの底や壁面が滑りやすくなる可能性もあるため、併せて点検をお願いしたいと思います。

最後に、児童がプール内からプールサイドに上がる際の困難について指摘します。当日は多くの児童が一斉に上がろうとしたため、監視員が引き上げを補助したと伺いました。近年の研究では、小学校低・中学年の児童において、水深が足のつく範囲であっても、水面から約30cmの高さのプールサイドに上がることは相当な困難を伴うことが報告されています。このため、プールサイドに上がる手順を明確にする、または水深を調整して高さ

差を軽減するなどの工夫が有効です。ただし、水深を増す場合には、児童の身長や水慣れの程度を十分に考慮し、安全を最優先に判断する必要があります。

以上のように、物理的環境の整備と人的体制の明確化の両輪によって、安全な水泳指導環境を構築していくことが再発防止の鍵になると考えます。

石井 弘氏（元神奈川県警 警視）

本件授業において、当該児童を見失った事象があることから、水泳指導計画及び水泳指導にかかわる教職員の連携に課題があったと考えます。まず初めに、管理職による各学年の水泳指導計画の確認及び安全配慮に関するヒアリングを実施する必要があると考えます。その上で、責任者を明確にし、各教職員へ水泳指導についての周知徹底を行うべきです。そのような状況を的確に設定するためには、以下のような方法が必要であると考えます。

具体的な方法（例）

- a. 全学年の水泳指導開始前に、管理職による安全管理についての講話を実施する。
- b. 初回の水泳指導前に、学年の教職員間で授業の流れ及び担当の確認を徹底する。
- c. 支援員とは職務時間が異なるため、前週までに水泳指導計画の周知を完了する。

このように、誰に、いつ、どのように周知するのかを明確にすることで、管理職から確実に伝達し、教職員が危機意識をもって指導に取り組むことができるようにする必要があります。

また、指導体制中の安全管理については、児童を確実に把握できる状況下に置くことが重要と考えます。今回の授業の指導体制を鑑みると、児童を把握しにくい体制であったと言わざるを得ません。児童の把握の仕方については、1対1で対応することは難しいと考えるが、児童を小集団で編成し、集団の区切りを明確に行うことが必要と考えます。担任や支援員が確実に人数の把握ができる体制を組むことを念頭に入れ、学年内でグループを組んで指導を行うことや、生活班のような日常生活を営むグループで実施することが重要です。

そして、本事故の被害児童及び参加児童のケアは最重要課題であり、継続して学校内のケアを行う必要があります。授業内で怖い思いをした児童に対し、関わる教員は当該児童をよく観察し、事故のフラッシュバックの兆候がないかを確認し、その予兆があった場合は、速やかに心理士と連携を図ることが重要となります。また、次年度の水泳指導開始前には、本事故の被害児童の保護者と連携を図り、児童が安心して水泳指導に臨むことができるようにすることが重要であると考えます。

8 本事例の課題と再発防止に向けた対応策

本区として今回の事故を重大な事故として考え、A小学校だけの事案とは考えず、本区全体の課題として捉え、有識者の意見をふまえ、再発防止策を策定し、全校で取り組むようにしていく。

【課題1】指導体制の設定が不十分

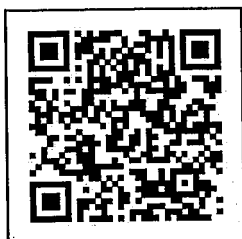
事故発生時は課題別学習が行われていた。特別支援学級の児童のため、個に応じた課題別学習を行っていたが、コースロープを使うなどして、課題ごとに場が区切られていなかったため、児童が制限なく移動できてしまう状況だった。

【再発防止策1】

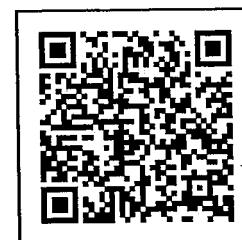
安全確保のためには以下のことが必要となる。

- ・ 児童・生徒の発達段階や泳力の状況を考え、コースロープを活用するなどして、あらかじめ泳ぐ場所を限定して、児童同士が混雑しないよう指導に当たる。
- ・ 指導者は常に対象者全員を視野に置いて指導する。

改めて文部科学省「学校体育実技指導資料第4集『水泳指導の手引（第三版）』」及び東京都教育委員会「『安全な水泳指導のための講習会』テキスト」をふまえ、水泳指導計画を見直す必要がある。



学校体育実技指導資料第4集『水泳指導の手引（第三版）』



『安全な水泳指導のための講習会』テキスト

また、指導体制については発達段階に即して行うこととし、小学校、中学校ともに同様な方法とは限らない。

【課題2】教職員関係の役割分担が不明確

教員、支援員等がどの児童を支援・指導するのか、おおまかな分担が決まっていたものの、指導中に児童が移動を始めると全員の場所を把握することができなくなっていた。

【再発防止策2】

各学校はこれまでも校外学習を含む教育活動では教員、支援員等の役割分担を行っていた。本授業でも役割分担を行っていたが、不十分であった。複数の教職員が授業にかかわる際は、全児童の状況を実に把握できるような役割分担ができるよう事前の打合せを行い、指導計画表を作成し、関係者で実地に共有すること。

また、水泳指導当日は教職員の連携を図ることができるよう、プールサイドにホワイトボードを置くなどして、各教職員の役割を視覚化する。

そして、水泳指導にかかわる教職員は勤務時間がそれぞれ異なる講師や支援員もいることから、水泳指導当日の朝の時間を活用したり、水泳指導中に役割を確認する時間をとったりするなど、教職員同士が役割を明確に理解できるようにする。

最後に、それぞれの役割の教職員が児童・生徒の様子を把握することができるよう、水泳指導中にパディの確認を行い、児童・生徒の人数確認及び教職員同士の役割の再確認等、状況によって行う必要がある。

【課題3】水泳指導の安全管理についての共通理解の徹底

全体の指導者、水中指導者、監視者は、それぞれの職務がある。例えば、監視者はプール全体を見渡し、監視者同士で立ち位置を工夫するなど死角を作らないようにすることが原則である。しかし、事故発生当時、それぞれの水泳指導中の職務内容を共通理解できていない状況であったと考えられる。

【再発防止策3】

水泳指導では水中にいる教職員、プールサイドにいる教職員には役割が明確にある。その役割について、再度、教員だけではなく、講師や支援員にも周知徹底を図る。また、監視者は重要な役割となるため、ビブスを着用するなど、監視者としての目印を明確にする。

また、水泳指導に従事する教職員はゴーグルを着用し、水中内の監視もできるようにし、水泳指導中の安全を確保する。

そして、プールからプールサイドに上がりにくい児童・生徒がいる場合も考えられるため、全体指導者は水中指導者と連携を図り、プールラダーに誘導して上らせるようにする。

このようにして、すべての教職員がそれぞれの役割を果たすことができるようにする。

最後に、本事案でも当日行っていたことであるが、水質の確認及びプール施設の確認を怠ることがないように、プールの点検の視点を水泳指導計画に明記されているか確認する。

【教育委員会としての取組】

教育委員会は本事故が発生した際、直後に管理職をはじめとする教職員に対し、聞き取り調査を行い、事故の状況の把握に努めた。また、他の学校で同様な事故が起こることがないように、臨時校長会を開催し、本事故の様態及び水泳指導のポイントの指導を行った。また、全小・中学校の水泳指導の実施状況の確認を行った。

また、事故に遭われた被害児童と参加児童のケアは最優先事項と考え、A小学校に以下のことを指導している。

- ・ A小学校は被害児童等の様子を把握し、心理的安定を図ることができるよう、保護者と連携を図っていくこと。
- ・ A小学校は再発防止策を徹底し、令和8年度に水泳指導を実施する際は被害児童等の心理状況を把握し、学習できる範囲等を検討した上で参加方法を保護者に提案すること。

本報告書の再発防止報告書をふまえ、令和8年度以降、教育委員会としては以下の取組を行っていく。

前述の再発防止策が確実に行われているか把握するため、

- 毎年の水泳指導前に全小・中学校の校長へ水泳指導計画のヒアリングを実施
- 特別支援学級設置校については支援員・講師との事前打合せの有無を確認
- 各学校の水泳指導中に訪問を行い、実態把握及び指導・助言を実施
- 各校の水泳指導中の教職員の連携方法など良い実践の共有を実施し、各校に対する支援・指導を行っていく。

また、本事例は事故発生後、緊急時の対応を組織的に行い、迅速な救命救急を行うことができた。各校においても、事故発生の未然防止はもちろんのこと、学校の危機管理マニュアルをもとにして日々の訓練、教員研修の実施等を行い、万が一に備えることができるよう指導を行っていく。

文京区立小学校水泳指導事故に関する再発防止協議会 出席者名簿

学校関係者	特別支援学級設置校長会 会長	小池 夏子
	小学校長会 体育部部长	山田 晴康
	中学校長会 体育部部长	窪 宏孝
教育行政関係者	教育指導課長	山岸 健
	教育総務課長	熱田 直道
	学務課長	宮原 直務
有識者	慶應義塾大学 体育研究所 教授	鳥海 崇
	元神奈川県警 警視	石井 弘